

## 大阪市路上喫煙対策委員会委員の委嘱 次第

日 時：平成 19 年 4 月 25 日（水）

午前 9 時 30 分

会 場：大阪キャッスルホテル 6 階

おしどり  
鴛鴦の間

- 1 開 式
- 2 副市長あいさつ
- 3 委員紹介（委嘱）
- 4 閉 式

第1回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成19年4月25日（水）

午前9時40分

会 場：大阪キャッスルホテル6階

おしどり  
鴛鴦の間

- 1 開 会
- 2 委員長互選
- 3 委員長あいさつ
- 4 委員長代理の指名
- 5 傍聴要領(案)
- 6 諮 問
  - ① 諮問書の伝達
  - ② 諮問及び主旨の説明
- 7 路上喫煙対策委員会資料の説明
- 8 審議スケジュール(案)
- 9 閉 会

## 大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
きおい あきお 鬼追 明夫	弁護士（なにわ共同法律事務所）
さかぐち かつじ 坂口 勝治	大阪南部たばこ商業協同組合 理事長
にしおか よしはる 西岡 義治	大阪市PTA協議会 会長
にしだ けんじ 西田 賢治	大阪商工会議所 常務理事 事務局長
はなしま あつこ 花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師
まつもと かずひこ 松本 和彦	大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法）
もりた あきのぶ 森田 昭信	大阪市地域振興会 会長

大阪市路上喫煙対策委員会傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第6条の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 傍聴を認める定員及びその決定方法は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定めるものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申し出をしなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、または携帯している者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (2) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会場においては、委員長の指示に従わなければならない。

2 傍聴者がこの規定に違反した場合は、委員長がこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申し入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を会議の開始前までに限り認め、会議の開始後は認めないものとする。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平19年4月25日から施行する。

大環境事第\*\*\*\*号

平成 19 年 4 月 25 日

大阪市路上喫煙対策委員会

委員長 様

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 井越 將之

路上喫煙禁止地区にかかる考え方について(諮問)

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき、貴委員会の意見を求める。

## ( 説 明 )

### 「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について

#### 1 「路上喫煙禁止地区」の指定について

大阪市では、路上喫煙対策事業を市政の重点施策と位置づけ、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、「路上喫煙の防止に関する条例」を制定しました。

同条例には、第 5 条の 1 項で『市長は、路上喫煙による被害が特に発生する恐れがあると認められる区域を「路上喫煙禁止地区」として指定することができる』と定めており、同第 3 項で「路上喫煙禁止地区」を指定しようとするときは、あらかじめ『「大阪市路上喫煙対策委員会」の意見を聞くものとする』との規定を設けております。

また、第 7 条で「路上喫煙禁止地区」内における路上喫煙を禁止し、第 9 条で違反者に対しては、1,000 円の過料を科すこととしています。

路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題であり、過料徴収など罰則を伴う規制は、喫煙する自由を一定制限することとなりますので、「路上喫煙禁止地区」選定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、通行者数や路上喫煙率などのデータを参考にするとともに、全国的に知名度の高い地域であることや PR 効果、一般的な抑止効果といった要素も勘案して総合的に判断する必要があると考えています。

このような理由から、「路上喫煙禁止地区」の指定について、審議をお願いするものです。

#### 2 喫煙設備のあり方について

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」第 2 条第 2 項において、「道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く」とする除外規定を設けており、これによれば、道路管理者等が許可した灰皿のある場所においては、条例の対象外となります。

条例の趣旨・目的については、市民等が安心して暮らすことのできる安全で

快適な生活環境を確保することとしており、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであり、喫煙の自由や嗜好を否定したり、一律に禁止するものではありません。

喫煙場所の確保については、市会においても議論されており、喫煙設備の設置についても要望があります。

また、「条例案骨子」についての「パブリックコメント」においても、喫煙場所の確保に関する多数の要望が寄せられており、市民アンケートの結果でも、路上喫煙が迷惑であると答えた約8割の方のうち、6割以上の方が所定の喫煙場所での喫煙を認めているとの結果となっています。

本条例の実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかっていることから、喫煙場所の確保、喫煙設備の設置については重要な課題であると認識しているところです。

こうした理由から、条例の趣旨・目的に沿うような場所、設置費用、維持管理などの様々な課題もありますことから、「喫煙設備のあり方」につきまして、審議をお願いするものです。

### 3 「(仮称) 重点啓発推進地区」の指定について

路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題であり、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないように喫煙者自ら努力することが重要であると考えております。

また、「路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨からも、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本とすべきであり、喫煙する自由や嗜好を強く制限することとなる「路上喫煙禁止地区」の指定は一部の地域に限定すべきであると考えております。

しかしながら、一方で、大阪市内には、不特定多数の市民が通行する商店街やターミナルなどが多数あり、罰則を伴う「禁止地区」とは別に、路上喫煙により他人に迷惑や被害を与えることなどが想定される場所などで、子どもの安全の観点などを含めた重点的な取り組みが必要であると認識しています。

そのため、地域の市民、事業者及び団体等が主体的に路上喫煙マナーやモ

ラルの向上に取り組む地域を「(仮称) 重点啓発推進地区」に指定し、行政と協働した取り組みを実施することにより、一層の普及啓発効果を得たいと考えております。

また、こういった施策は、議会等でも要望されており、市民からのご意見でも多く寄せられていることから、早急に取り組むべく重要な課題であると認識しています。

こうした理由から、「(仮称) 重点啓発推進地区」について諮問し、審議をお願いするものです。

#### 4 その他路上喫煙の防止に関することについて

「路上喫煙の防止に関する条例」第8条第2項において、「路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる」との規定を設けています。

具体的には、「過料徴収など規制のあり方」、「普及啓発のあり方」などがあると考えており、このような事項について、今後の施策の参考とさせていただくため、併せて審議をお願いするものです。

# 第1回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成19年4月25日

# はじめに

- 道路や公園など、多くの人々が利用する公共の場所での喫煙は、たばこの副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷やたばこの火の不始末による火災、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されている
- 路上喫煙対策に関する「市民アンケート」の結果では、「路上喫煙により不快な思いや被害を受けた、もしくは受けそうになった」と答えた人が約9割、「路上喫煙の防止に関する条例を制定すべきである」と答えた人が約8割を占め、市民の声などでも、何らかの規制が必要だとする意見が日々寄せられる状況の中、大阪市では、今後の路上喫煙対策に関する施策の中心となるべき条例を制定しました
- 本委員会においては、市長の諮問に対し、「路上喫煙禁止地区」の指定や路上喫煙の防止に関する重要事項について、ご審議をいただき、路上喫煙対策について、貴重なご意見をいただきたいと思います

# 経過

- 平成17年4月  
危機管理室 健康福祉局 環境事業局 消防局で 関係局会議を立ち上げ、普及啓発活動を開始
- 平成18年4月  
路上喫煙対策に関する「市民アンケート」実施
- 平成18年5月・9月・平成19年2月  
「路上喫煙実態定点調査」実施
- 平成18年11月中旬～12月中旬  
『「路上喫煙の防止に関する条例(案)」骨子について』パブリックコメント実施
- 平成19年3月  
「路上喫煙の防止に関する条例(案)」可決・制定

# 市民アンケートの概要

- アンケート方法

- ① 対象:市内在住の20歳以上の方 3,000人
- ② 方法:郵送
- ③ 期間:平成18年4月3日～4月16日

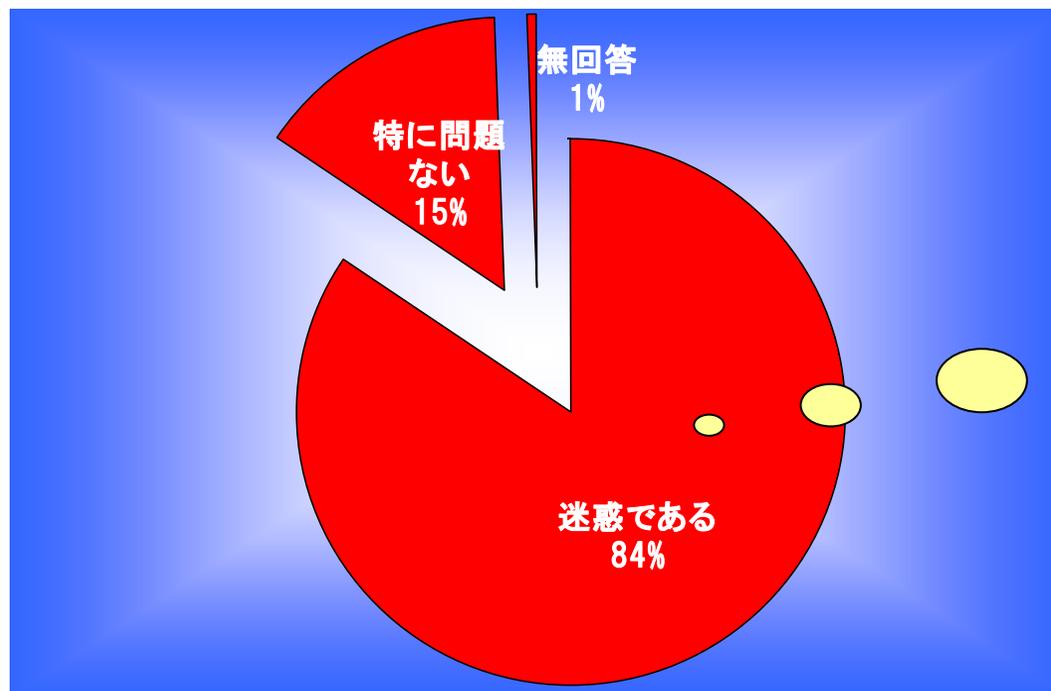
- 回答者の概要

- ① 有効回答数:1,157人(回収率38.6%)
- ② 男性549人(47.5%)、女性564人(48.7%)、無回答44人(3.8%)
- ③ 喫煙者244人(21.1%)、非喫煙者896人(77.4%)、無回答17人(1.5%)

# 市民アンケートの結果(路上喫煙について)

## ● 路上喫煙について

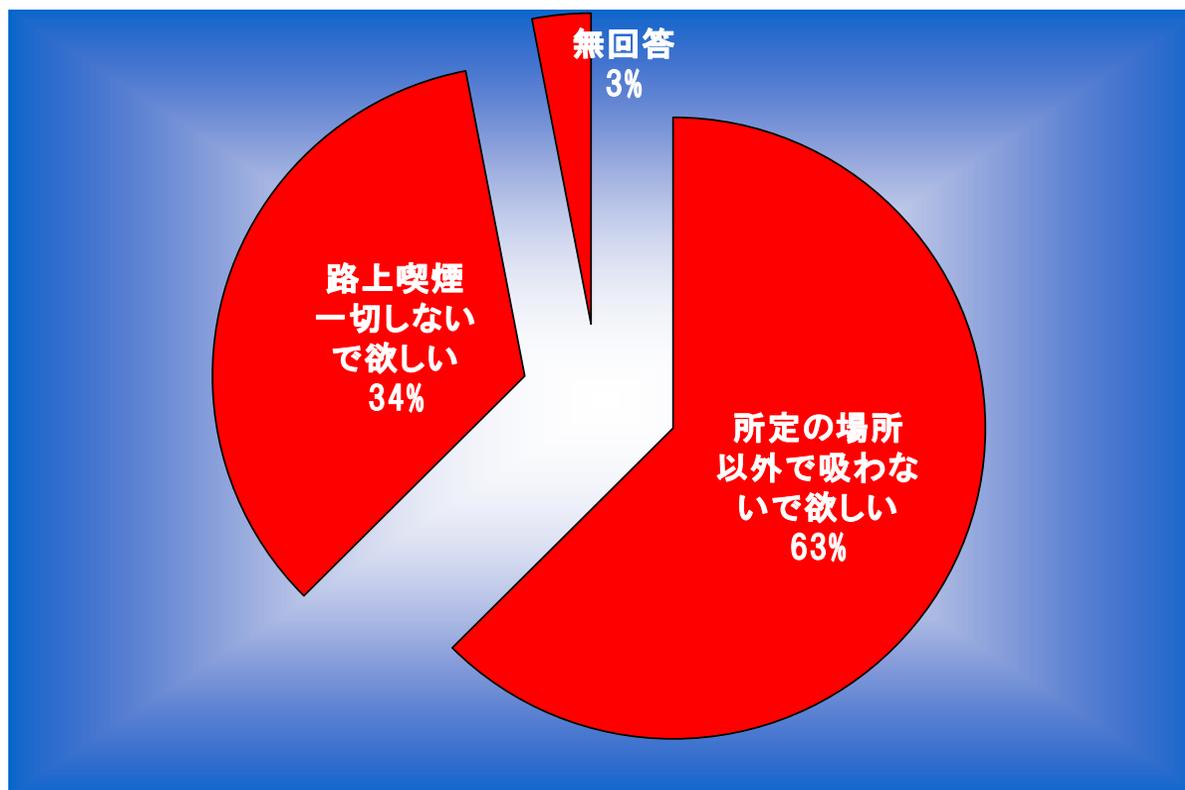
- ① 「迷惑である」と考えている人は約8割
- ② 喫煙者244人の内138人(約6割)が迷惑と回答



喫煙者のうち  
56.6%も迷  
惑と回答

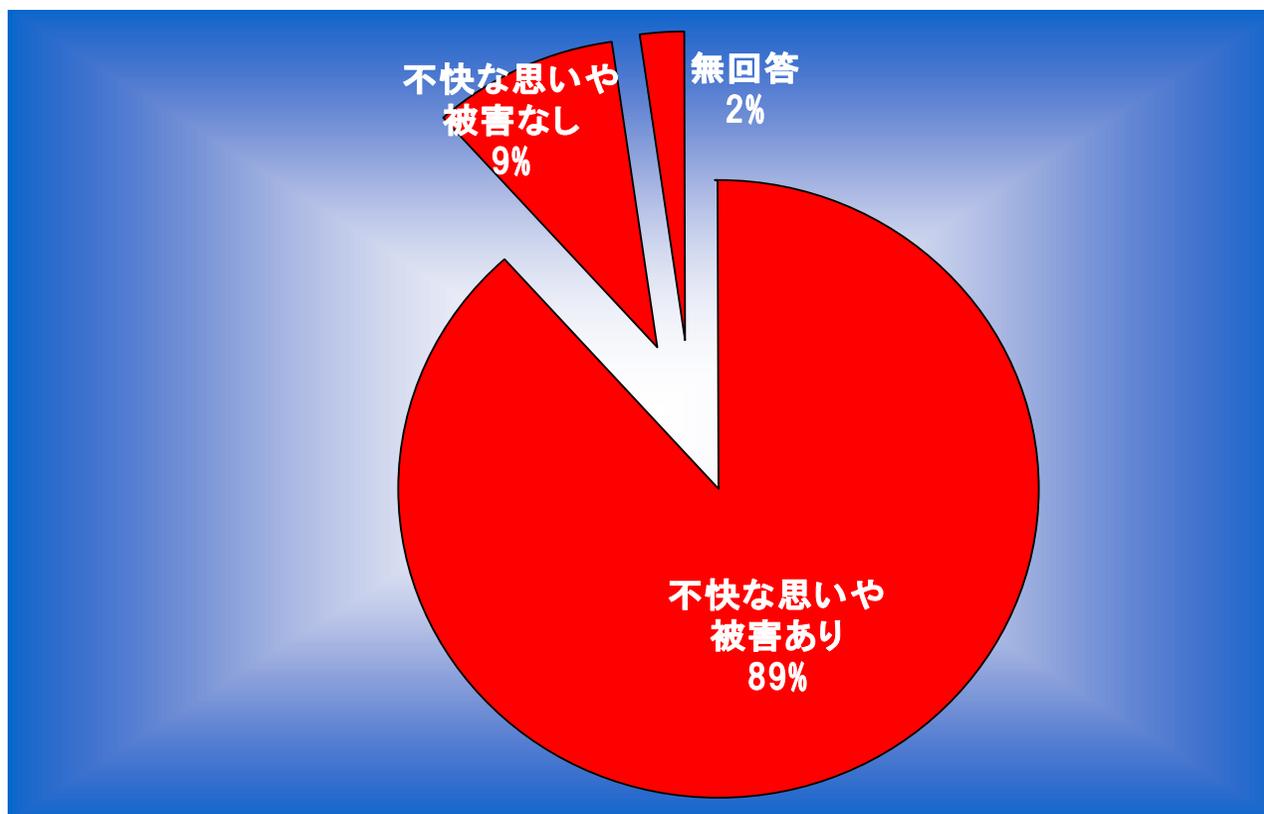
# 市民アンケートの結果(迷惑と回答した人)

- 「迷惑である」と回答した人のうち、ほとんどの人が、「所定の場所以外で吸わないで欲しい」又は「路上喫煙は一切しないで欲しい」と回答



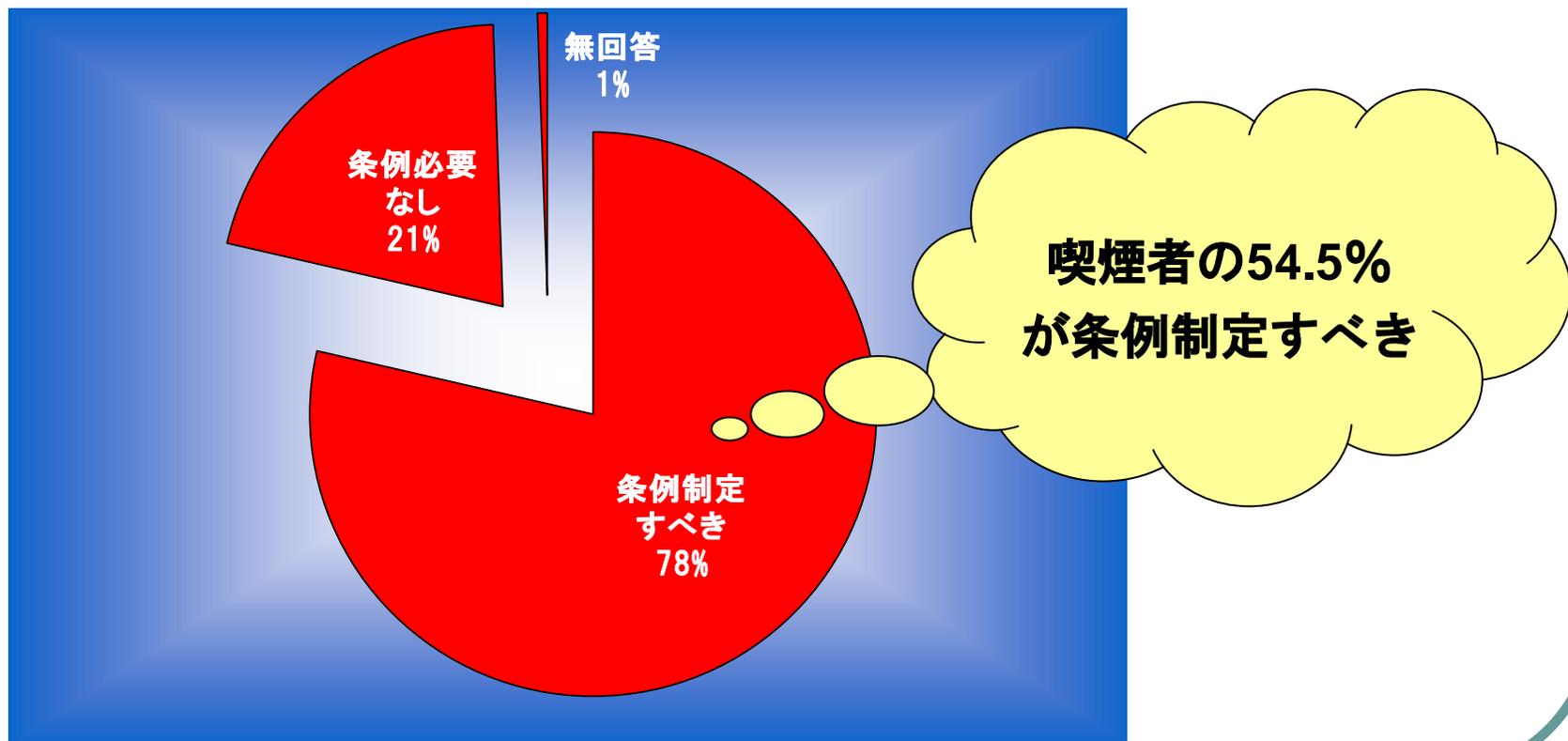
# 市民アンケートの結果(不快感・被害)

- 路上喫煙で不快な思いをしたことや被害を受けた(受けそうになったことのある)人は約9割



# 市民アンケートの結果(条例制定)

- 条例を制定すべきであると回答した人は約8割
- 喫煙者の5割以上が「条例制定すべき」



# 市民アンケートの結果(自由意見)

- 条例制定に対して(複数回答可)
  - マナー意識の向上に期待するだけでは限界あり(63.9%)
  - 抑止効果やPR効果がある(58.3%)
  - 喫煙マナーだけでなく他のマナー向上につながる(50.9%)
- 罰則について
  - 罰則を科すべき(88.4%)
  - 罰則必要なし(6.4%)
  - どちらとも言えない(5.2%)
- 条例制定必要なし(複数回答可)
  - 普及啓発で対応すべき(77.7%)
  - 経費をかけるべきではない(33.5%)
  - 個人の行動を規制すべきではない(29.8%)

# 市民アンケートの結果(参考)

- アンケートの趣旨について

アンケート調査では、今後の路上喫煙対策事業の参考とするため、路上喫煙による被害の現状や、条例制定の是非を中心に広く市民の意見を求めた

- 回収率について

回収率は、当初の予想(3割前後)を超え4割近くに達するなど、路上喫煙に対する市民の関心の高さが窺えた

- 路上喫煙対策全般に対する意見

- ・ 条例制定以外の取り組みとして、「マナーや健康への影響などのPR活動の強化」、「喫煙場所・スペースの設置」、「喫煙マナーの向上」などの意見があった
- ・ 「その他の意見」としては、「喫煙者はもっとマナーを守って欲しい」、「若者は将来のためにも喫煙すべきでない」などの意見のほか、健康への影響や吸殻のポイ捨てなどへの苦情といったものが多かった

# パブリックコメントの概要(1)

- 実施時期:平成**18**年**11**月**16**日～**12**月**15**日
- 実施方法:郵便、ファックス、電子メール
- 属性
  - 男性 **571**人(**64.7**%)、女性 **213**人(**24.1**%)、不明 **98**人(**11.1**%)
  - 市内居住:**328**人(**37.2**%)、府内居住:**203**人(**23.0**%)、他府県:**243**人(**27.6**%)
  - **20**代:**44**人(**5**%)、**30**代:**121**人(**13.7**%)、**40**代:**238**人(**27**%)、**50**代:**185**人(**21**%)、
  - **60**代:**115**人(**13**%)、**70**代以上:**88**人(**10**%)、不明:**89**人(**10**%)
- 集計結果
  - 意見の提出者:**882**人
  - 意見内容の分類後の件数:**1,025**件

## パブリックコメントの概要(2)

項目	件数
① 趣旨・目的	497件
② 対象とする行為	130件
③ 対象とする場所	108件
④ 対象者	1件
⑤ 路上喫煙の防止	65件
⑥ 「(仮称)路上喫煙禁止地区」の指定	114件
⑦ 「(仮称)路上喫煙対策委員会」の設置	9件
⑧ 罰則の適用について	74件
⑨ その他	27件
合計	1,025件

# パブリックコメントに寄せられた主な意見(1)

## ①趣旨・目的

- 屋外では副流煙が拡散、過剰規制ではないか
  - 携帯灰皿を所持し、人のいない場所では喫煙して良いのではないか
  - 火災の危険性について、具体例を示すべき
  - 本来自由であるべき嗜好を条例で規制するのはおかしい
  - マナー向上への取組みが優先されるべき
  - たばこ税の減収につながる
- 
- 喘息の人にとって、副流煙は生命にかかわる
  - 人の往来に関係なく路上喫煙は危険
  - 河川敷でたばこの不始末が火災になったことがあった
  - 路上にポイ捨てされたたばこの吸殻が多く見られ、目立つ
  - 現状を考えると、条例での規制もやむをえない

## パブリックコメントに寄せられた主な意見(2)

### ②対象とする行為

- ▶ 条例の解釈によっては、禁止区域以外でも屋外ではほとんど禁煙になってしまう
- ▶ 立ち止まったり、携帯灰皿を使つての喫煙まで規制するのは行き過ぎ
- ▶ 自転車や原付自転車での喫煙も規制すべき

### ③対象者

- ▶ 特になし

## パブリックコメントに寄せられた主な意見(3)

### ④ 路上喫煙の防止(努力義務)

- ▶ 一方的に規制するのではなく、喫煙スペースを設けるべき
- ▶ 喫煙場所を設けるのであれば、人通りの離れた場所にすべき
- ▶ 喫煙スペースの設置は路上喫煙を助長する
- ▶ 路上喫煙の防止ではなく「禁止」にすべき

### ⑤ 「(仮称)路上喫煙禁止地区」の指定

- ▶ 全域ではなく、人の多く集まる繁華街等に限定すべき
- ▶ 個人のモラルに任せていては解決しない場所を行政が区域を定めて喫煙禁止区域とすることでPR効果がある
- ▶ 禁止区域は市域全域にしなければ効果がない

## パブリックコメントに寄せられた主な意見(4)

### ⑥「(仮称)路上喫煙対策委員会」

- ▶ 委員については、公正を期すため慎重に。たばこ業界も委員に
- ▶ 非喫煙者だけでなく喫煙者もメンバーに加えるべき
- ▶ 幅広い意見が出るような構成にして欲しい

### ⑦ 罰則の適用について

- ▶ 大阪で罰金の徴収は無理
- ▶ 罰則は必要。モラルに任せるべきではない
- ▶ 「条例を知らなかった」と言わせないためにも、事前の周知を徹底すべきである  
(3ヶ月程度必要)
- ▶ 1,000円は安すぎる。大阪では高くすべき

# パブリックコメントに寄せられた主な意見(5)

## ⑧ その他意見

- ▶ 本来、国が全国的な施策の一環として進めることで、地方で決めるのは難しい
- ▶ 大阪市は東京都のまねをするのではなく、独自の施策を打ち出すべき
- ▶ 政令市で同様の条例が施行されており、そういった自治体とのネットワークをつくるべき
- ▶ 昼時、大阪市の本庁舎から職員と思われる人がくわえタバコをしているのを見かける。  
怒りを禁じえない

# パブリックコメントに関する本市の考え方(1)

## (規制について)

- 本市の路上喫煙の現状を見た場合、事態を改善するためには、従来の普及啓発活動では限界があり、条例による規制が必要であると考えている

## (行為、場所について)

- 立ち止まったり、座ったりし、携帯灰皿を使用しているも、道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように努めるべきである

## (努力義務について)

- 「努力義務」については、喫煙自体を否定したり、禁止するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないように努め、一定のルールを守って喫煙するよう促すものである

## (禁止地区について)

- 路上喫煙に対する規制は、市民の自由を一定制限するものであり、罰則をともなう「禁止地区」の指定は、地域を限定することを考えている
- 「禁止地区」の指定に関しては、「路上喫煙対策委員会」に諮問し、十分な審議を経た後に市長が指定する

## パブリックコメントに関する本市の考え方(2)

### (罰則について)

- 罰則の適用は、違反者の摘発や過料徴収実績を上げることが目的ではなく、実際に他人に迷惑や被害を及ぼす行為の防止に加え、違反者に条例の趣旨・目的を理解してもらう契機となり、併せて、抑止効果やマナーの向上に向けた普及啓発(PR)効果を得るものと考えている

### (過料額について)

- 過料額については、実施面での簡便さ(支払いの簡便さ、トラブルの防止)や他都市の事例等を踏まえて、「1,000円」としたい

### (パブリックコメントの応募数について)

- 過去に本市の行ったパブリックコメントの応募数は、平成18年1月に行った「市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画(案)」が、1,371通と一番多く、今回の応募通数880通は、それに次ぐ多さとなっている。その他のパブリックコメントの応募数は、数10通程度が多いことから、関心の高さがうかがえる

# 条例の趣旨

- 路上喫煙を防止し、喫煙マナーの向上をはかるためには、喫煙者だけではなく非喫煙者も含め、他人に迷惑や被害を与える行為を慎むというマナー意識の向上をはかることが必要である
- そのためには、行政による一定の規制、普及啓発の実施や市民、事業者の自主的な路上喫煙マナー向上への取り組みが必要であり、それらの取り組みは誰もが参加できる広がりを持った運動として発展し、マナーやモラル意識の高い社会環境の形成や市民意識の醸成、ひとにやさしいまちづくりにつながることを望まれる
- 本条例の趣旨は、このようなマナーやモラル意識の高いまちづくりをめざす市民、事業者、行政の協働の取り組みに資することにより、路上喫煙を規制することによる一般的な抑止効果、PR効果を得ながら路上喫煙マナー向上の推進を図るものである

# 条例の骨子(1)

- 目的  
この条例は、路上喫煙の防止について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする
- 対象とする行為  
道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む）をいう
- 対象とする場所  
道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く）
- 対象者  
本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体

# 条例の骨子(2)

- 路上喫煙の防止  
市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない
- 「路上喫煙禁止地区」の指定
  - ・ 市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を「路上喫煙禁止地区」として指定することができる
  - ・ 市長は、「路上喫煙禁止地区」の指定にあたっては、「路上喫煙対策委員会」の意見を聞くものとする
- 路上喫煙の禁止  
市民等は、「路上喫煙禁止地区」内において、路上喫煙をしてはならない
- 「路上喫煙対策委員会」の設置  
路上喫煙対策全般についての意見を聞くための委員会を設置する
- 罰 則  
「路上喫煙禁止地区」内における違反者に対して、過料（1,000円徴収）を科す

# 施行規則(条例)の骨子(1)

- 路上喫煙禁止地区標識等の設置  
禁止地区を指定したときは、標識及び区域図を設置するものとする
- 路上喫煙禁止地区の指定等の告示  
禁止地区を指定する場合、指定する禁止地区の名称、区域、時間を限って指定する場合にあっては、指定する時間、指定年月日
- 路上喫煙防止指導員
  - ・ 過料の処分に係る事務等を行わせるため、指導員を置く
  - ・ 指導員は、警察官であった者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する
  - ・ 指導員は、過料の処分に係る事務等を行う場合は、指導員証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない

# 施行規則(条例)の骨子(2)

- 弁明の機会の付与
  - ・ 市長は、過料の処分を行おうとするときは、当該処分の対象者にあらかじめ告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする
  - ・ 弁明は、対象者が指定期限までに、弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる
  
- 過料の処分の通知

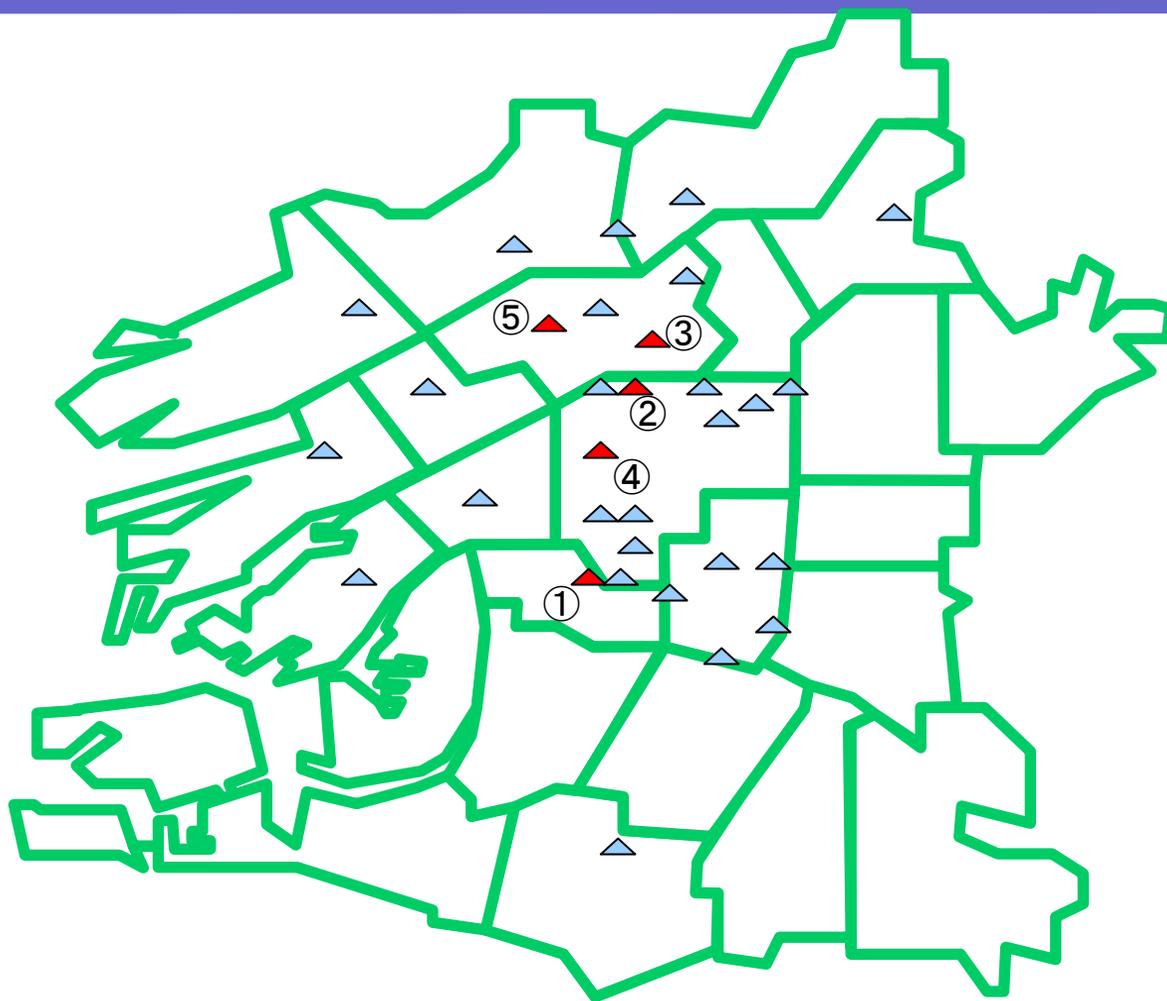
市長は、過料の処分を行う場合には、その対象者に、過料処分決定通知書を交付するものとする
  
- ※ 過料処分決定通知書  
「条例の規定により金1,000円の過料に処する（・・・現金又は納入通知書によりお支払ってください）」

# 定点調査結果(平成18年度3回実施 市内31箇所)

危険性 (喫煙者率) 上位地点

順位	調査地点		数値
1	難波	南海難波駅北側三角地	7.05%
2	中之島	中央公会堂前交差点	4.91%
3	東天満	堀川小学校周辺	4.38%
4	本町	本町3丁目交差点	3.68%
5	梅田	桜橋交差点	3.67%

# 基準別候補地域(危険性)

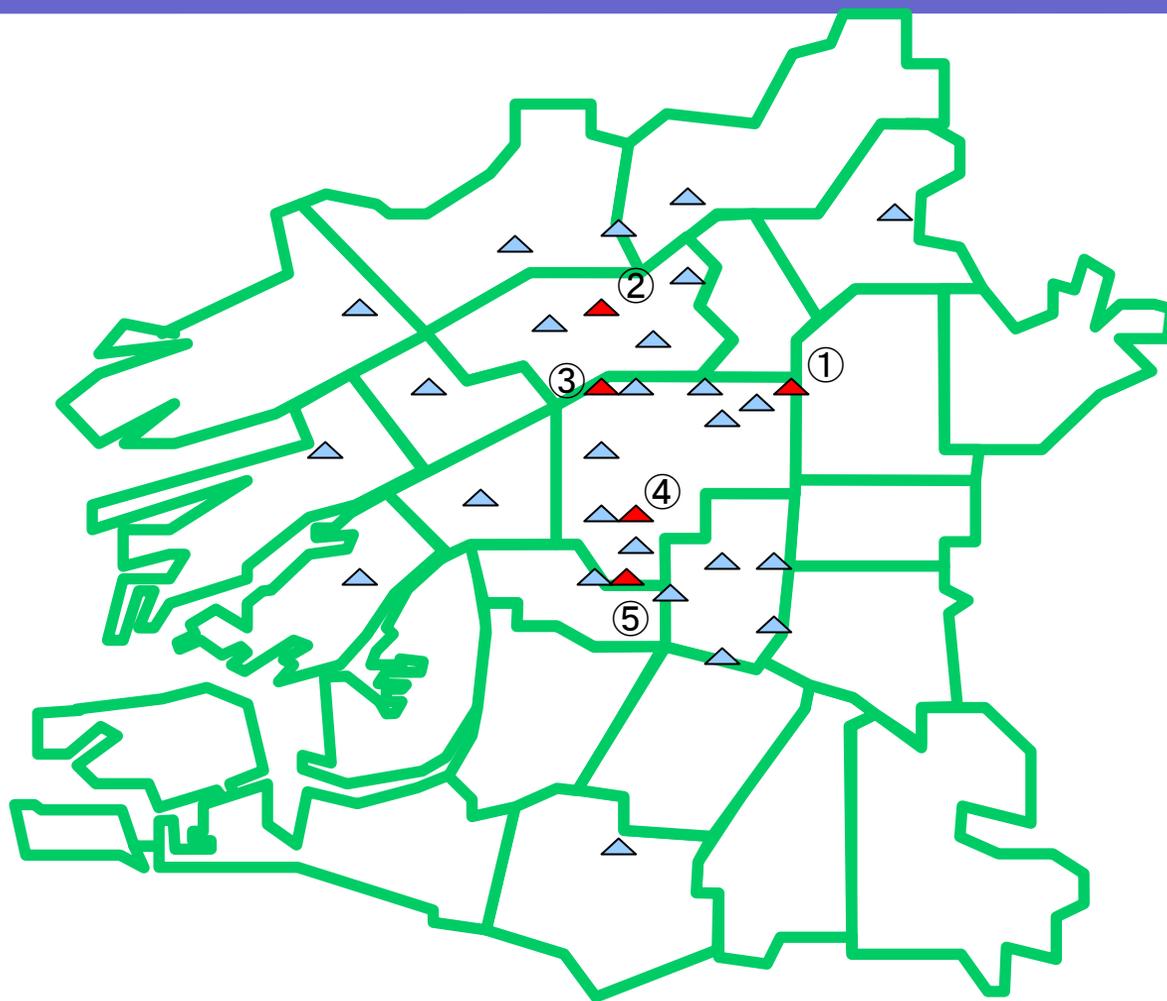


# 定点調査結果(平成18年度3回実施 市内31箇所)

通行量 (通行者数) 上位地点

順位	調査地点		数値
1	京橋	京橋駅間連絡通路	80,852
2	梅田	大阪駅東側	47,645
3	淀屋橋	淀屋橋交差点	30,414
4	心斎橋	心斎橋筋ヨーロッパ通交差点	29,062
5	難波	難波駅東口	28,715

# 基準別候補地域(通行量)



# スケジュール

- 「禁止地区の指定について」（中間答申）の審議に関する今後の日程
  - 委員会（第2回） 平成19年5月中旬
  - 委員会（第3回） 平成19年5月下旬
  - 委員会（第4回） 平成19年6月初旬
  - 中間答申（禁止地区の指定について） 平成19年6月中・下旬

# 今後の審議内容

- 喫煙設備について
- 「（仮称）重点啓発推進地区」について
- その他路上喫煙の防止に関することについて

路上喫煙対策委員会審議スケジュール(案)

審議事項	4月			5月			6月			7月			8月	9月	10月	11月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
禁止地区指定 について (中間答申)			諮問 ◎ 1回		○ 2回	○ 3回	○ 4回		中間答申 ◎							
			25日 (水) 午前		16日 (水) 午前	29日 (火) 午後	未定									
喫煙設備の あり方について (中間答申)			諮問 ◎										中間答申 ◎			
重点啓発推進地区 の指定・その他 (最終答申)			諮問 ◎													最終答申 ◎

○ 4月1日  
「路上喫煙の防止に関する条例」施行

○ 7月頃  
「路上喫煙禁止地区」の指定

○ 10月1日  
「罰則(過料徴収)」の適用